

令和5年第5回（11月招集）袖ヶ浦市議会定例会議案

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について	5
議案第 2 号	袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 8
議案第 3 号	袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 1
議案第 4 号	袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 9
議案第 5 号	袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 1
議案第 6 号	袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3 4
議案第 7 号	袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	3 6
議案第 8 号	袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 0
議案第 9 号	袖ヶ浦市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	4 2
議案第 1 0 号	袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	4 6
議案第 1 1 号	袖ヶ浦市社会福祉センターの指定管理者の指定について	5 1
議案第 1 2 号	袖ヶ浦市老人福社会館の指定管理者の指定について	5 2
議案第 1 3 号	袖ヶ浦市都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の指定管理者の指定について	5 3
議案第 1 4 号	袖ヶ浦市高須会館の指定管理者の指定について	5 4
議案第 1 5 号	袖ヶ浦市蔵波会館の指定管理者の指定について	5 5
議案第 1 6 号	袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者の指定について	5 6
議案第 1 7 号	令和 5 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 1 8 号	令和 5 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 9 号	令和 5 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊

議案番号	件名	頁
議案第20号	令和5年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第21号	令和5年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第22号	教育委員会委員の任命について	57
報告第1号	専決処分の報告について	58
報告第2号	専決処分の報告について	60

議案第 1 号

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例の制定に
ついて

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように制定
する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

社会教育施設である公民館施設について、市民や市民活動団体等がより
活用できるよう教育委員会から市長部局へ移管し利用制限の緩和を図り、
社会教育に関する事業等と一体的に協働のまちづくりを推進するため、交
流センターとして設置するに当たり、新たに条例を制定しようとするもの
である。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市交流センター（以下「交流センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 地域コミュニティ 地域における地縁団体（自治会、子ども会、PTAその他地縁により形成された住民を主体とする団体をいう。）、市民活動団体（NPO、ボランティア団体その他地縁に捉われることなく共通の関心又は分野により形成された市内で活動する団体をいう。）及び事業者（市内において事業活動を行う者をいう。）をいう。
- (3) 協働 地域コミュニティ及び市が共通の目的を達成するために、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚した上で、相互の自主性及び主体性を尊重しながら協力し、又は連携することをいう。
- (4) まちづくり 地域課題の解決を図り、より住みやすい地域社会を形成することをいう。

(設置)

第3条 市は、地域コミュニティの活性化に関し、社会教育に関する事業等と一体的に取り組むことにより、協働によるまちづくりを推進するため、その活動拠点として、交流センターを設置する。

(名称及び位置)

第4条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市昭和交流センター	袖ヶ浦市坂戸市場 1 5 6 6 番地
袖ヶ浦市長浦交流センター	袖ヶ浦市蔵波 5 1 3 番地 1
袖ヶ浦市根形交流センター	袖ヶ浦市下新田 1 2 7 7 番地
袖ヶ浦市平岡交流センター	袖ヶ浦市野里 1 5 6 3 番地 1
袖ヶ浦市平川交流センター	袖ヶ浦市横田 1 1 5 番地 1

(サブセンター)

第 5 条 袖ヶ浦市平川交流センターにサブセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富岡サブセンター	袖ヶ浦市吉野田 6 2 2 番地 2

(管理者)

第 6 条 交流センターの管理者は、市長とする。

(職員)

第 7 条 交流センターに、それぞれ所長その他の職員を置く。

(事業)

第 8 条 交流センターの事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民及び地域コミュニティによるまちづくりの支援に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に当たり、地域課題の解決に向けた取組に関すること。
- (3) 交流センターの施設又はその附属設備（以下「交流センターの施設等」という。）の提供に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、交流センターの設置目的を達成するために必要な事業

(施設の共用)

第 9 条 市長は、袖ヶ浦市公民館条例（昭和 4 9 年条例第 3 3 号）第 4 条第 1 項に規定する事業を実施するため、交流センターを使用に供するも

のとする。

(開館時間)

第10条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間を午後9時まで(6月1日から9月30日までの期間にあっては、午後9時30分まで)延長することができる。

(休館日)

第11条 交流センターの休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(使用の許可)

第12条 交流センターの施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に管理上必要な条件を付すことができる。

(使用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交流センターの施設等の使用を許可しないことができる。

(1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) その使用が交流センターの設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。

(3) 袖ヶ浦市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援することを目的とするおそれがあると認められるとき。

(5) その他交流センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による使用の許可を受けた者(以

下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第12条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (5) その他交流センターの管理上支障があると認められたとき。

2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第15条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の徴収)

第16条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 市長は、国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用の許可をした場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

(使用料の減免)

第17条 市長が特に必要があると認めるときは、第15条の使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第18条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない事由その他相当の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用期間)

第19条 交流センターの施設等は、同一使用者が同一施設等を引き続き

3日以上にわたって使用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるとき、又は交流センターの管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第20条 使用者は、第12条第1項の規定により使用の許可を受けた目的以外に交流センターの施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(模様替え等)

第21条 使用者が交流センターの施設等の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第22条 使用者は、第12条第1項の規定により使用の許可を受けた交流センターの施設等の使用を終了したとき(第14条第1項の規定により使用について許可の取消し又は制限若しくは停止があったときを含む。)は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、市長が執行し、その費用を当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第23条 交流センターの施設、設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第 号）による改正前の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

（準備行為）

3 第12条から第19条まで及び第21条の規定による交流センターの施設等の使用等に関する事務その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第15条関係）

袖ヶ浦市昭和交流センター

施設区分		使用時間区分	
		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階	会議室	340円	370円
	研修室	230円	350円
	調理実習室	650円	910円
	和室1	230円	350円
	和室2	230円	350円
	大ホール（楽屋1・2、ホワイエ等を含む。）	5,740円	8,620円
	大ホール（舞台のみを使用する場合）	1,720円	2,580円
2階	会議室1	340円	370円
	会議室2	340円	370円
	講義室	340円	370円
	和室	230円	350円

	研修室	650円	910円
3階	中ホール	1,230円	1,840円
レストラン（厨房、パントリー、倉庫、パッキング室を含む。）		1月につき 215,000円	

袖ヶ浦市長浦交流センター

施設区分		使用時間区分	
		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階	多目的ホール	1,230円	1,840円
	多目的室	650円	910円
2階	会議室1	340円	370円
	会議室2	340円	370円
	和室1	230円	350円
	和室2	230円	350円
	創作室	340円	370円
	視聴覚室	650円	910円
	調理実習室	650円	910円
	研修室1	340円	370円
	研修室2	340円	370円

袖ヶ浦市根形交流センター

施設区分		使用時間区分	
		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階	野外ステージ	650円	910円
	多目的ホール	1,230円	1,840円
2階	会議室	340円	370円
	講義室	340円	370円
	研修室	340円	370円

	和室	2 3 0 円	3 5 0 円
	アトリエ	3 4 0 円	3 7 0 円
	調理実習室	6 5 0 円	9 1 0 円
	視聴覚室	6 5 0 円	9 1 0 円

袖ヶ浦市平岡交流センター

施設区分		使用時間区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階	多目的ホール		1, 2 3 0 円	1, 8 4 0 円
	会議室		2 3 0 円	3 5 0 円
2 階	会議室 1		3 4 0 円	3 7 0 円
	会議室 2		3 4 0 円	3 7 0 円
	和室		3 4 0 円	3 7 0 円
	研修室		6 5 0 円	9 1 0 円
	調理実習室		6 5 0 円	9 1 0 円
	視聴覚室		6 5 0 円	9 1 0 円

袖ヶ浦市平川交流センター

施設区分		使用時間区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1 階	体育室		1, 8 4 0 円	2, 7 6 0 円
	会議室		3 4 0 円	3 7 0 円
	多目的室		6 5 0 円	9 1 0 円
2 階	視聴覚室		6 5 0 円	9 1 0 円
	会議室 1		2 3 0 円	3 5 0 円
	会議室 2		2 3 0 円	3 5 0 円
	保育室		2 3 0 円	3 5 0 円
	和室		3 4 0 円	3 7 0 円
	調理実習室		6 5 0 円	9 1 0 円

袖ヶ浦市平川交流センター富岡サブセンター

施設区分 \ 使用時間区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
多目的ホール	1, 230 円	1, 840 円
会議室	340 円	370 円
和室	340 円	370 円
調理実習室	650 円	910 円

備考

- 1 使用料は、1 時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなす。
- 3 使用に当たって、使用時間が使用時間区分をまたがる場合の使用料については、それぞれの使用時間区分ごとの使用時間数（1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなす。）に単位使用料を乗じた上、その額を合算して算定する。
- 4 市民でない者が使用する場合の単位使用料は、当該単位使用料の 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 5 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、当該単位使用料の 5 割に相当する額を加算した額とする。
- 6 単位使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 7 6 月 1 日から 9 月 30 日までは、「午後 9 時」を「午後 9 時 30 分」とする。

別表第 2（第 15 条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分		使用時間区分	
		午前 9 時から 午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から 午後 9 時まで 1 時間につき
袖ヶ浦市平川交流センター	体育室（全面）	530円	680円
	体育室（半面）	260円	340円
袖ヶ浦市長浦交流センター	多目的ホール	280円	390円
袖ヶ浦市根形交流センター			
袖ヶ浦市平岡交流センター			
袖ヶ浦市平川交流センター富岡サブセンター			

備考

- 1 使用料は、単位使用料に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。
- 3 使用に当たって、使用時間が使用時間区分をまたがる場合の使用料については、それぞれの使用時間区分ごとの使用時間数（1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。）に単位使用料を乗じた上、その額を合算して算定する。
- 4 市民でない者が使用する場合の単位使用料は、当該単位使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 5 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30

分」とする。

別表第3（第15条関係）

附属設備使用料その1

品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
ホリゾンライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
ステージスポットライト		
マイクロホン	1本	80円
ビデオプロジェクター	1台	440円
CDプレーヤー	1台	220円
CD・MDプレーヤーコンポ	1台	220円
ブルーレイレコーダー	1台	220円
スクリーン	1面	70円
反響板	1式	520円
三点吊りマイク	1式	440円
拡声装置	1台	220円
大ホール拡声装置	1式	520円
ステージスピーカー	1式	130円
はね返りスピーカー	1式	50円

指揮者台	1台	20円
指揮者用譜面台	1台	20円
譜面台	1台	10円
平台	1枚	30円
大ホール講演台	1台	130円

附属設備使用料その2

品名	単位	使用料 (1回当たり)
陶芸窯（素焼き）	1台	1,000円
陶芸窯（本焼き）	1台	2,000円

備考

- 1 平台には、箱足及び開き足を含む。
- 2 大ホール講演台には、司会者台及び花台を含む。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなす。

議案第 2 号

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

公民館施設を市民や市民活動団体等がより活用できるよう市長部局に移管するとともに、公民館の事業を引き続き教育委員会で管理・執行するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（昭和49年条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

袖ヶ浦市公民館条例

第1条中「並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項」、「並びに市民会館」及び「及び管理」を削る。

第2条第1項中「向上と福祉」を「振興及び社会福祉」に改め、「並びに市民会館」及び「袖ヶ浦市に」を削り、同条第2項中「並びに市民会館」を削る。

第3条を削り、第2条の2を第3条とする。

第6条から第19条までを削る。

第5条第2項中「社会教育法第29条第2項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずる」を「館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」に改め、同条第4項ただし書中「ただし、」の次に「委員が欠けた場合の」を加え、同条を第6条とする。

第4条中「及び市民会館」を削り、「その他の職員を置く」を「を置き、その他必要な職員を置くことができる」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（事業）

第4条 公民館は、社会教育法第22条（第6号を除く。）に規定する事業を行う。

2 公民館の事業は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理し、及び執行する。

第20条を第7条とする。

別表第 1 から別表第 3 までを削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、一般職の職員に係る給与を改定するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）の改正に伴う手当の名称変更のため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定
新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第21条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改
め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、
「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の100」を「100分の10
5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の5
0」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600

7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400

35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	470,600
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	471,300
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	472,000
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	472,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	473,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	474,000
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	474,700
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	475,400
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	476,000
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	476,700
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	477,400
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	478,100
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,900	

63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	447,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	448,300
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	448,800
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800		340,500	379,200	392,300	411,900	
87	247,200		341,000	379,600	392,600	412,500	
88	247,600		341,400	380,000	392,800	413,100	
89	248,000		341,700	380,400	393,000	413,500	
90	248,500		342,100	380,900	393,300	414,100	

91	248,800		342,600	381,300	393,600	414,700		
92	249,100		343,000	381,700	393,800	415,300		
93	249,400		343,200	382,000	394,000	415,700		
94			343,600	382,500	394,600			
95			344,100	382,900	395,200			
96			344,500	383,300	395,800			
97			344,700	383,600	396,200			
98			345,100		396,800			
99			345,500		397,400			
100			345,800		398,000			
101			346,100		398,400			
102			346,500		399,000			
103			346,900		399,600			
104			347,300		400,200			
105			347,800		400,600			
106			348,200					
107			348,600					
108			349,000					
109			349,500					
110			349,900					
111			350,200					
112			350,500					
113			351,000					
114			351,300					
115			351,600					
116			351,800					
117			352,200					

定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員	円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000	円 391,200
任期付 職員	170,900	208,000	237,200	264,900	280,500	298,100	328,200	363,200

第2条 袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第21条第2項、同条第3項及び第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改

正)

- 4 袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項後段及び第27条第1項後段中「100分の120」を「100分の125」に改める。

- 5 袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項後段及び第27条第1項後段中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

議案第4号

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

一般職の職員の給与改定等に準じて、常勤特別職の期末手当の支給割合
を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
(昭和46年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の220」を「100分の230」に改
める。

第2条 袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例
の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の230」を「100分の225」に改
める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和
6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものとの給
与及び旅費に関する条例(以下「改正後の条例」という。)は、令和5
年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、
第1条の規定による改正前の袖ヶ浦市特別職の職員で常勤のものとの給与
及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規
定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 5 号

袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、一般職の任期付職員に係る給与を改定するとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）の改正に伴う手当の名称変更のため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年
条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特
定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「100分の120」を
「100分の125」に、「100分の165」を「100分の17
5」に改める。

第2条 袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」
に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和
6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（袖ヶ浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定に限

る。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定(任期付職員条例第8条第2項の改正規定(「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める部分に限る。)に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第6号

袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように制定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

感染症作業手当の特例について、国の人事院規則の改正を踏まえ、特定
新型インフルエンザ等の感染症に係る作業に従事した場合に手当を支給す
るため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

袖ヶ浦市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和48年条例第12号）
の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

（感染症作業手当の特例）

- 3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から市民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、感染症作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、1,500円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定
する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正され、産前
産後期間に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額の免除措置が導入
されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市国民健康保険税条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当

該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日

- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の袖ヶ浦市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 8 号

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て
支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部が
改正され、特別利用保育及び特別利用教育の基準に関する規定が整理され
たことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正
する。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」
に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の
数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利
用定員の数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設
（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とある
のは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以
下この項において同じ。））」と、「」を、「第2号に掲げる小学校就学前子
どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と」の次に「、「同号に掲げ
る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に
掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

袖ヶ浦市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正
する条例の制定について

袖ヶ浦市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を
別紙のように制定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部が改正されたことに伴い、自転車通行帯の設置に関する基準等を定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正
する条例

袖ヶ浦市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第21号中「第2条第23号」を「第2条第24号」に改め、同号を同条第22号とし、同条第20号中「第2条第22号」を「第2条第23号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第19号中「第2条第21号」を「第2条第22号」に改め、同号を同条第20号とし、同条第18号中「第2条第20号」を「第2条第21号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第17号中「第2条第18号」を「第2条第19号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号中「第2条第17号」を「第2条第18号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第15号中「第2条第16号」を「第2条第17号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 政令第2条第15号に規定する自転車通行帯をいう。

第5条第1項中「停車帯、」の次に「自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩

行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「第3種」の次に「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）」を加え、「の道路」を「（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」の次に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第33条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第41条第1項中「第6条第4項から第6項」を「第6条第3項から第5項」に改め、「第9条」の次に「、第9条の2第3項」を加え、同条第2項中「第6条第4項から第6項」を「第6条第3項から第5項」に改め、「第9条」の次に「、第9条の2第3項」を加える。

第42条第5項及び第43条第4項中「第5条」を「第3条」に改める。

第43条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正され、蓄電池設備の規制範囲となる基準単位の変更及び固体燃料を使用する火気設備の離隔距離が新たに規定されたことなどに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市火災予防条例（昭和46年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1.4 kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	2.1 kW以下	100	15 注	15		15 注
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	1.4 kW以下	80	0	—		0
					据置型レンジ	2.1 kW以下	80	0		—
	固体燃料以外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50		50
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—		30

		の						
上記に分類され ないもの	使用温度が 80 0℃以上のもの	—	250	200	300	200		
	使用温度が 30 0℃以上 800 ℃未満のもの	—	150	100	200	100		
	使用温度が 30 0℃未満のもの	—	100	50	100	50		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の袖ヶ浦市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの

条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたものであって、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

議案第11号

袖ヶ浦市社会福祉センターの指定管理者の指定について

市は、袖ヶ浦市社会福祉センターの指定管理者として次の団体を指定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
記

- 1 指定をする団体 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会
会長 小島 直子
袖ヶ浦市飯富1604番地
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

袖ヶ浦市社会福祉センターの指定管理者の指定に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第12号

袖ヶ浦市老人福祉会館の指定管理者の指定について

市は、袖ヶ浦市老人福祉会館の指定管理者として次の団体を指定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

- 1 指定をする団体 公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター
会長 鈴木 啓二郎
袖ヶ浦市飯富1604番地
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

提案理由

袖ヶ浦市老人福祉会館の指定管理者の指定に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第13号

袖ヶ浦市都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の指定管理者の指定について

市は、袖ヶ浦市都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の指定管理者として次の団体を指定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

記

- 1 指定をする団体 袖ヶ浦造園協同組合
代表理事 高木 勝央
袖ヶ浦市久保田2171番地
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

袖ヶ浦市都市公園（近隣公園、街区公園）及び緑地の指定管理者の指定に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第14号

袖ヶ浦市高須会館の指定管理者の指定について

市は、袖ヶ浦市高須会館の指定管理者として次の団体を指定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
記

1 指定をする団体 高須区

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

袖ヶ浦市高須会館の指定管理者の指定に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第15号

袖ヶ浦市蔵波会館の指定管理者の指定について

市は、袖ヶ浦市蔵波会館の指定管理者として次の団体を指定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
記

1 指定をする団体 蔵波区

2 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由

袖ヶ浦市蔵波会館の指定管理者の指定に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第16号

袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者の指定について

市は、袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者として次の団体を指定する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
記

- 1 指定をする団体 フクシ・ハリマ共同事業体
代表団体 株式会社フクシ・エンタープライズ
代表取締役 福士 朝尋
東京都江東区大島1丁目9番8号
- 2 指定の期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

袖ヶ浦市臨海スポーツセンターの指定管理者の指定に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 2 2 号

教育委員会委員の任命について

袖ヶ浦市教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
いしい まさみ 石井 正己		

提案理由

袖ヶ浦市教育委員会委員の多田正行氏が令和 6 年 1 月 4 日をもって任期満了となるため、後任に石井正己氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものである。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第10号

袖ヶ浦市北袖131番地1地先（北袖10号緑地）で発生した車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

- 1 事故発生日 令和5年6月2日
- 2 事故発生場所 袖ヶ浦市北袖131番地1地先（北袖10号緑地）
- 3 事故の相手方 個人
- 4 市の損害賠償額 153,563円
- 5 相手方の損害賠償額 なし
- 6 賠償の理由 令和5年6月2日午後3時頃、袖ヶ浦市北袖131番地1地先（北袖10号緑地）において、市所有の緑地内の樹木が倒木し、勤務先の駐車場に駐車中の相手方車両に接触し、当該車両に損傷を与えた。
この事故については市側に過失があるので、上記金額を賠償し和解する。袖ヶ浦市及び個人は、このほかの請求権を放棄する。

令和5年11月13日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月29日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第11号

袖ヶ浦市三黒669番地先（市道永地寺ノ越線）で発生した車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

- 1 事故発生日 令和5年6月16日
- 2 事故発生場所 袖ヶ浦市三黒669番地先（市道永地寺ノ越線）
- 3 事故の相手方 個人
- 4 市の損害賠償額 3,960円
- 5 相手方の損害賠償額 なし
- 6 賠償の理由 令和5年6月16日午前7時40分頃、袖ヶ浦市三黒669番地先（市道永地寺ノ越線）において、相手方車両が当該箇所を通過する際、道路陥没により、車両の左前輪に損傷を与えた。
この事故については、双方に過失があるので、上記金額を賠償し和解する。袖ヶ浦市及び個人は、このほかの請求権を放棄する。

令和5年11月13日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩